石川県国際化推進プラン 2026

Ishikawa Prefecture Internationalization Promotion Plan 2026

石川県

はじめに

本県では、平成 28 年３月に策定した「石川県国際化推進プラン 2016」に基づき、国際交流の拡大や多文化共生の推進に取り組んでまいりました。

この間、外国人住民や外国人労働者は大きく増加し、その国籍や背景も多様化しています。また、外国人観光客の増加や人手不足を背景とする国際的な人材獲得競争の激化など、国際化を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、令和６年の能登半島地震をはじめとする大規模災害の発生により、外国人への情報提供や支援体制の不足といった課題も顕在化したほか、日本語教育に関する法整備や外国人材の受入れ制度の見直しなど、国における制度的な枠組みも大きく転換しており、変化に的確に対応していくことが求められています。

こうした状況を踏まえ、今般、本県の国際化の新たな指針となる「石川県国際化推進プラン 2026」を策定いたしました。

本プランでは、「世界に開かれた国際交流の推進」、「外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進」、「産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進」の３つを基本方針とし、国際交流を通じた本県の魅力発信と地域活力の向上を図るとともに、外国人と日本人が互いの理解を深め、安心して暮らせる多文化共生社会の実現を目指します。さらに、地域産業を支える外国人材が能力を十分に発揮し、安心して働き、地域に根づくことができる環境の整備を進めることとしています。

今後とも、国や市町、関係団体、企業等との連携を密にしながら、本プランに基づく取組を進め、本県のさらなる発展と、誰もが安心して暮らし活躍できる社会の実現につなげてまいりますので、引き続き、関係の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、貴重なご意見とご協力をいただいた国際化推進委員会委員をはじめとする関係各位に心より感謝申し上げます。

令和８年７月

石川県知事　　山　野　之　義

Ishikawa Prefecture Internationalization Promotion Plan 2026

目　次

第１章：プランの趣旨

1. 策定の趣旨 …… 2
2. 位置づけ …… 3
3. 計画期間 …… 3

第２章：プランの背景

第１節　石川県の状況 …… 6

1. 外国人住民 …… 6
2. 外国人労働者 …… 8
3. 外国人留学生 …… 9
4. 外国人宿泊者数 …… 10
5. 地域日本語教室 …… 11
6. 能登半島地震の発生 …… 12

第２節　国内外の状況 …… 13

1. 日本語教育関連法の制定 …… 13
2. 外国人材受入推進にかかる制度整備 …… 13
3. 国の外国人施策に関する動向（外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策） …… 14
4. 新型コロナウイルス感染症の流行 …… 15
5. 世界各地の紛争 …… 15

第３章：プランの基本的な考え方

第１節　３つの基本方針 …… 18

第２節　「石川県国際化推進プラン 2026」の施策体系 ･････････････ 19

第４章：施策の方向と概要

基本方針Ⅰ　世界に開かれた国際交流の推進 ･････････････････････ 22
▶柱１　世界の各地域との多様な国際交流・国際協力の推進 ･･･････････････ 22
1. 友好交流地域をはじめとする世界の各地域との多様な交流の推進とネットワークの活用･･････････････････････････････････････ 23
2. 石川県の特色を生かした国際協力の推進 ･･････････････････････････ 24
3. 国際的な相互理解と友好親善を広げる取組の推進 ････････････････ 25
▶柱２　民間国際交流団体の充実と連携体制づくり ･････････････････････ 26
1. 石川県国際交流協会の機能強化 ･････････････････････････････････ 27
2. 民間国際交流団体の活動内容の充実･･････････････････････････････ 28
▶柱３　国際社会に通用する人材育成と県民の国際理解の促進･･････････････ 29
1. グローバル社会に対応した人材の育成 ･･･････････････････････････ 29
2. 県民の国際理解の促進 ･･･ 30
基本方針Ⅱ　外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進･･････････････････････････････ 32
▶柱４　日本語教育推進のための環境の整備 ･････････････････････････ 32
1. 地域における日本語教育体制の整備･･････････････････････････････ 33
2. 外国人材への日本語教育の推進 ･････････････････････････････････ 35
3. 外国につながりのある子どもへの日本語教育の推進･････････････････ 35
▶柱５　外国人住民への生活支援の充実･･････････････････････････････ 36
1. 多様な背景をもつ外国人住民への相談対応・情報発信の充実･････････ 36
2. 防災や災害時の支援体制の強化 ･････････････････････････････････ 38
▶柱６　外国人と共生する地域社会づくり ････････････････････････････ 40
1. 外国人住民の地域活動への参画促進 ･････････････････････････････ 41
2. 県民の多文化共生への理解促進 ･････････････････････････････････ 42
3. 外国人住民、外国人観光客への日本文化・慣習の理解促進 ･･････････ 43

基本方針 III　産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進 ····· 45

▶柱７　外国人材の安定的な受入れに向けた体制の構築 ····· 45

1. 海外の送出機関等との連携促進 ····· 46

2. 県内の支援機関等との連携促進 ····· 47

▶柱８　外国人材が活躍できる環境の整備 ····· 48

1. 外国人材のマッチング・受入支援 ····· 48

2. 県内企業における外国人材の定着・活躍促進 ····· 50

▶柱９　外国人材の就労にかかるコンプライアンス意識の向上 ····· 51

1. 外国人材における基本的人権の尊重やコンプライアンスの徹底 ····· 51

2. 県民に向けた外国人材に対する正しい理解の促進 ····· 52

評価指標 ····· 54

第５章：推進体制

1. 各主体の役割 ····· 56

2. プランの進行管理 ····· 58

付属資料

■ 石川県国際化推進委員会設置要綱

■ 石川県国際化推進委員会委員名簿（令和７年度～８年度）

■ 石川県国際化推進委員会開催実績（令和７年度～８年度）

第１章　プランの趣旨

第１章　プランの趣旨

１　策定の趣旨

石川県では、平成 28 年３月に「石川県国際化推進プラン 2016」を策定し、「国際交流の拡大と魅力・文化の発信」及び「多文化共生の促進とグローバル化への対応」を基本方針として、様々な施策を展開してきました。しかし、計画期間中の 10 年間で、本県の国際化を取り巻く状況は当初の想定を大きく超える速さで変化しています。

在留資格については、国内における人手不足に対応するため、平成 31 年４月に新たに「特定技能」が創設され、外国人材の受入れが本格的に開始されました。さらに、現行の「技能実習制度」が、令和９年から「育成就労制度」へ移行されることとなるなど、外国人材受入れの枠組みは大きな転換期を迎えています。

外国人の日本語教育については、日本語教育の需要が高まり、質の向上が求められる中、令和元年６月に日本語教育推進法、令和６年４月に日本語教育機関認定法が施行され、国、地方公共団体、教育機関などが連携して、日本語教育の実施体制を整備することとされました。県においても、日本語指導者の養成や地域日本語教室の拡大など支援体制の強化が求められています。

本県の外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に減少した時期はあったものの、10 年間で 1.9 倍に増加しており、出身国・地域の多様化も進んでいることから、多様な国籍・背景を持つ外国人住民が地域社会に円滑に適応するための取組が求められています。また、外国人観光客も急増し、混雑やマナー違反による地域生活への影響が顕在化しており、オーバーツーリズムの対応が新たな課題となっています。

令和６年には、能登半島地震や奥能登豪雨といった大規模災害が発生し、外国人への情報伝達や避難支援の不足が明らかになりました。

国際情勢においては、ロシアによるウクライナ侵略や中東紛争など国際秩序の不安定化や緊張の高まりが続いており、本県の国際交流事業にも影響を及ぼしています。

こうした現状と将来展望を踏まえ、急速に変化する本県の国際化をめぐる課題に対応するとともに、石川県の総合計画である「石川県成長戦略」に基づき、新たな「国際化推進プラン」を策定するものです。

2　位置づけ

本プランは、「石川県成長戦略」に基づき、国際交流や多文化共生、外国人材に関する基本的な考え方と取り組むべき施策の方向性を示すものです。

なお、グローバル化の進展により、本県を取り巻くあらゆる分野において国際化への対応は共通の課題となっており、産業振興、観光振興、環境保全、男女共同参画、教育振興などの個別の計画等における国際化関連施策とも連動し、補完し合う関係にあります。

3　計画期間

本プランの計画期間については、石川県成長戦略が令和 14 年度までとなっていることから、終期を同じくし、令和８年度から令和 14 年度までの７年間とします。

ただし、社会情勢の変化等により新たに盛り込むべき事由が生じた場合には、計画の進捗状況等に応じて必要な見直しを行います。

石川県成長戦略（令和５年９月策定）
※令和５年度～令和 14 年度（10 年間）

第２章　プランの背景

第２章　プランの背景

第１節　石川県の状況

１　外国人住民

県内における外国人住民数は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症流行の影響で、令和２年から令和３年は一時的に減少したものの、令和７年 12 月末時点では 22,892 人となり、過去最多を更新しています。

国籍別では、ベトナム（5,839 人）が最も多く、次いで中国（3,931 人）、インドネシア（2,824 人）、フィリピン（1,770 人）の順となっています。近年、多国籍化しており、特に東南アジア国籍の増加が顕著となっています。

また、在留資格別では、技能実習（5,880 人）が最も多く、次いで特定技能（3,701 人）、永住者（3,458 人）、留学（2,833 人）、技術・人文知識・国際業務（1,610 人）の順となっています。

① 県内外国人住民数の推移

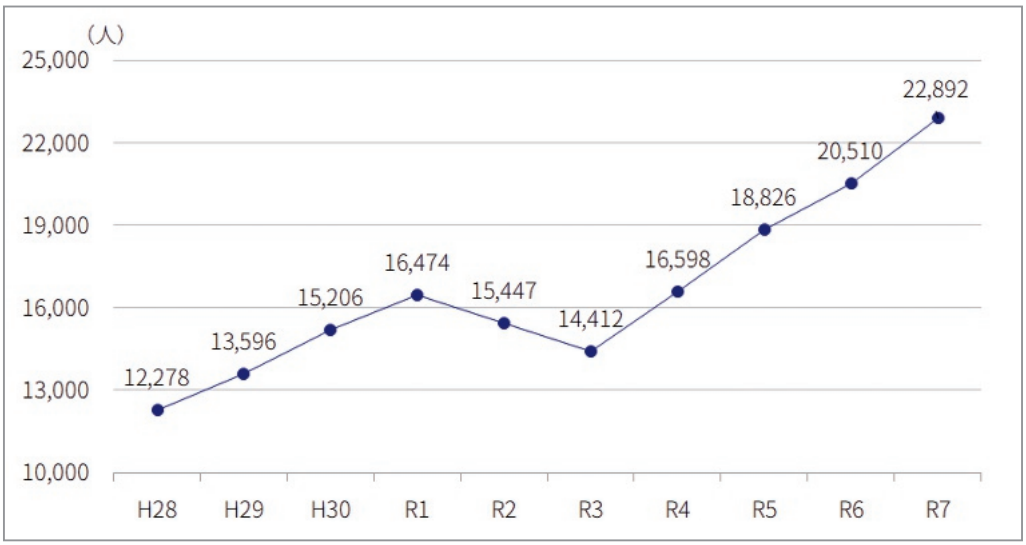

※各年 12 月末時点

② 国籍別外国人住民数（人）

	国籍・地域	H28	R７
1	ベトナム	1,796	5,839
2	中国	4,404	3,931
3	インドネシア	577	2,824
4	フィリピン	819	1,770
5	ミャンマー	166	1,768
6	ブラジル	960	1,440
7	韓国	1,385	1,133
8	ネパール	174	962
9	タイ	252	399
10	米国	251	340

※各年12月末時点

※韓国（H28年）は「韓国・朝鮮」の数

③ 在留資格別外国人住民数（人）

	在留資格	H28	R７
1	技能実習	3,391	5,880
2	特定技能	―	3,701
3	永住者	2,628	3,458
4	留学	1,925	2,833
5	技術･人文知識･国際業務	392	1,610
6	家族滞在	619	1,064
7	定住者	660	993
8	特別永住者	1,297	961
9	特定活動	122	714
10	日本人の配偶者等	615	713

※各年12月末時点

※「特定技能」は令和元年創設

④ 市町別外国人住民数（人）

市町	H28	R７	市町	H28	R７
金沢市	4,977	9,094	野々市市	466	808
七尾市	501	913	川北町	34	69
小松市	1,634	3,436	津幡町	241	502
輪島市	229	124	内灘町	227	420
珠洲市	82	88	志賀町	118	244
加賀市	814	1,735	宝達志水町	145	256
羽咋市	143	267	中能登町	189	208
かほく市	262	483	穴水町	69	143
白山市	933	2,203	能登町	178	153
能美市	1,036	1,746			
総　数				12,278	22,892

※各年12月末時点

2　外国人労働者

令和７年 10 月末時点の県内の外国人労働者数は過去最多を更新し、16,922 人となっています。また、外国人を雇用する事業所数も 2,500 所となり、届出の義務化以降、過去最多を更新しています。国籍別では、ベトナム（5,502 人）、インドネシア（2,277 人）、中国（香港、マカオを含む）（2,150 人）の順に多く、この３か国で約６割を占めています。産業別では、製造業（6,639 人）が最も多く、全体の約４割を占めています。

① 外国人雇用事業所数、外国人労働者数の推移

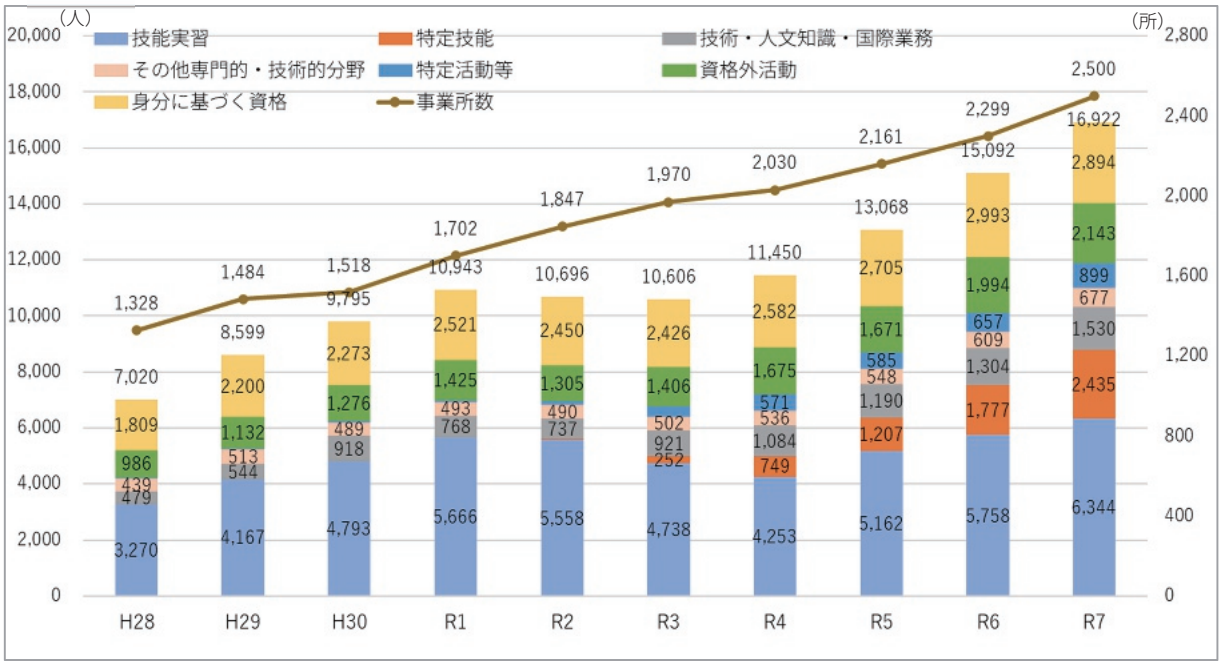

※出典：石川労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年 10 月末時点）

② 国籍別外国人労働者数（R７）

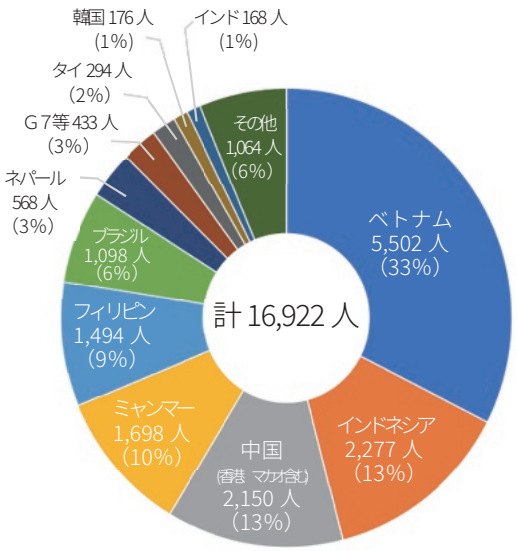

③ 産業別外国人労働者数（R７）

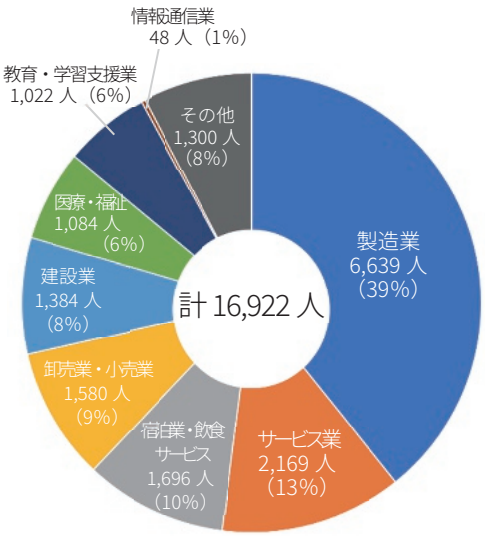

3　外国人留学生

県内における外国人留学生は増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症流行の影響で令和２年から令和４年は一時的に減少したものの、令和７年５月時点では2,621 人となり、過去最多を更新しています。国籍別では、中国（1,048 人）、ネパール（393 人）、ミャンマー（308 人）の順に多く、この３か国で全体の 67%を占めています。本県は高等教育機関の集積により、人口に占める留学生の割合が高いことが特徴です。

一方で、県の調査によると、県内の高等教育機関や日本語学校に在籍する外国人留学生の県内就職率は、年によってばらつきはあるものの、概ね約３割にとどまっています。

① 県内の外国人留学生数の推移

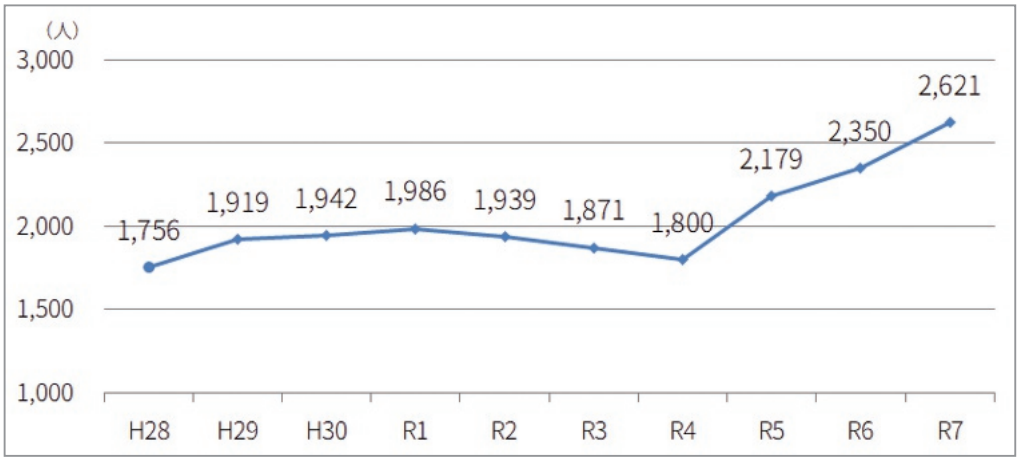

※出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」（各年５月１日時点）

② 国籍別外国人留学生数（R７）

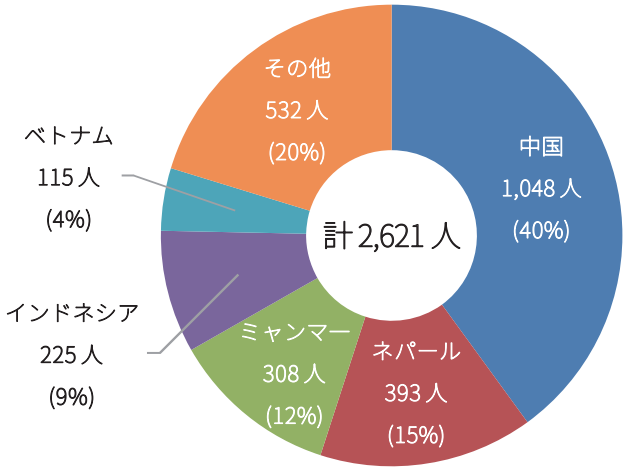

4　外国人宿泊者数

県内外国人宿泊者数は、新型コロナウイルス感染症流行の影響で令和２年から令和４年は一時的に減少したものの、円安等を背景に堅調に推移し、令和７年は約128 万人となり、過去最多を更新しました。中でも、欧州、米国、豪州の宿泊者数が大きく増加し、10 年間で約 4.2 倍に拡大しました。一方で、外国人観光客は、ほぼ金沢エリアに集中しており、オーバーツーリズムの予防的対策が求められています。また、令和６年能登半島地震では、外国人観光客に対する防災、安全対策の大切さが改めて認識されました。

①　県内外国人宿泊者数の推移

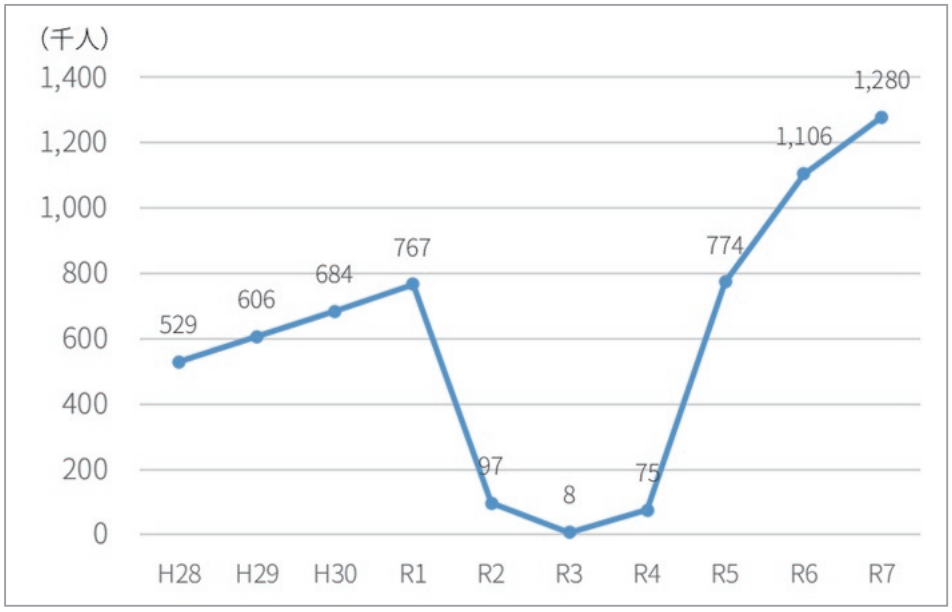

②　県内外国人宿泊者の国・地域別人数（人）

国・地域名		H28	R７
東アジア		279,520	410,729
	台湾	157,321	208,726
	中国	48,410	132,479
	香港	55,048	42,837
	韓国	18,741	26,687
東南アジア		46,699	71,854
欧米豪		138,026	588,106
	欧州	78,193	370,332
	米国	42,342	145,970
	豪州	17,491	71,804
その他		65,228	208,842
合計		529,473	1,279,531

5　地域日本語教室

地域日本語教室の受講者数は、新型コロナウイルス感染症流行の影響で一時的に減少したものの、開催市町の増加やオンライン教室の普及等により、令和７年は1,057 人となっています。一方で、県内には地域日本語教室が開設されていない市町もあり、外国人住民が増加する中、教室の空白地域を解消することが求められています。

地域日本語教室は、単なる言語教育にとどまらず、外国人住民にとって地域社会のつながりや交流の場、生活・相談支援の場、社会参加を促進する場として重要な役割を担っています。

地域日本語教室受講者数と開催市町数の推移

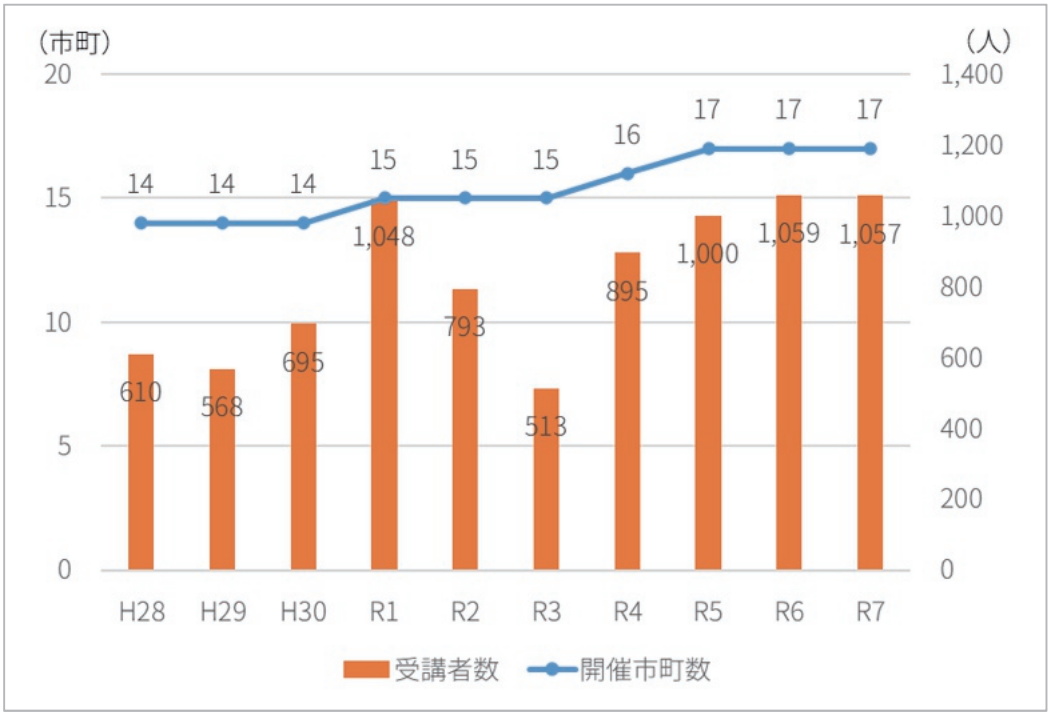

６　能登半島地震の発生

令和６年１月に発生した能登半島地震、同年９月に発生した奥能登豪雨災害は、少子高齢化による人口減少が顕著な能登半島を直撃した未曾有の災害となりました。住家やホテル・旅館、店舗・事業所、公的施設、道路、上下水道などに甚大な被害が生じ、今もなお災害からの復旧・復興の途上にあります。外国人住民や外国人観光客に対する情報提供、避難の伝達方法、避難所のルールの周知、生活再建支援など、防災・安全に関する様々な課題が浮き彫りになりました。

のと里山海道の被災状況

避難所の様子（輪島中学校）

第２節　国内外の状況

１　日本語教育関連法の制定

令和元年６月、日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）が制定・施行されました。この法律は、国内で急増する外国人住民に対する日本語教育の充実、学習機会の拡充をうたっています。この法律を基に、令和２年６月、日本語教育推進のための基本方針が閣議決定され、日本語教育を推進するための戦略的かつ具体的な施策が基本方針に盛り込まれました。

さらに、令和６年４月、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（日本語教育機関認定法）が施行され、日本語教育機関の質を確保し、さらに教員の資格制度を設けることにより外国人住民が安心して日本語を学べる環境を整備することが規定されました。

このように、近年、日本語教育に関連する法整備が進められており、本県においても、法令に基づいた実施体制の強化が求められています。

■日本語教育の推進に関する法律（日本語教育推進法）令和元年６月 28 日施行

外国人住民が地域社会の中で安心して生活できるよう、日常生活や仕事に必要な日本語教育を国及び地方公共団体の責務として推進することを目的とした法律。日本語教育を社会全体で支え、外国人住民の地域定着と多文化共生を進めることを基本的な考え方としています。

■日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（日本語教育機関認定法）令和６年４月１日施行

外国人に日本語を教える学校や教育機関を国が「認定日本語教育機関」として認定し、また、日本語を教える人を「登録日本語教員」として登録することで、日本語教育の質を確保するための法律。学ぶ人が安心して日本語教育を受けられる環境を整えることを目的としています。

２　外国人材受入推進にかかる制度整備

少子高齢化の急速な進行による生産年齢人口の減少とそれに伴う労働力不足の深刻化や、国際的な人材獲得競争の激化により、人材確保が困難な産業分野を中心に、段階的に外国人材受入れのための制度整備が進められてきました。

- 平成 31 年４月、一定の専門技能と日本語能力を備え、即戦力として就労できる外国人材を受け入れることを目的とした「特定技能制度」を創設

- 令和５年以降、特定技能制度の受入対象分野を順次拡大し、令和８年１月末時点では、特定技能１号で 19 分野、特定技能２号で 11 分野
- 令和６年６月、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする「育成就労制度」が創設され、令和９年４月から運用開始の見込み

■特定技能制度

平成 30 年の出入国管理及び難民認定法の改正により創設され、平成 31 年４月に運用開始された在留資格制度で、深刻な人手不足に直面する産業分野において、一定の専門性や技能を有する外国人を即戦力として受け入れることを目的としています。技能試験や日本語能力試験等により就労に必要な能力を確認した上で受入れを行い、分野ごとに定められた業務内容の範囲内で就労が認められます。また、外国人が安定して働き生活できるよう、受入機関や登録支援機関による支援が義務付けられている点も特徴です。

■育成就労制度

令和６年６月の法令改正により、国際貢献を目的とする技能実習制度は発展的に解消され、令和９年４月から育成就労制度が運用開始される予定です。国内における人手不足分野における人材の育成・確保を目的とし、分野ごとの受入れ上限数の設定や育成就労計画の認定制度など運用ルールも厳格化されます。外国人労働者の権利保護のため、本人意向による転籍を一定要件の下で認めることも新制度の特徴です。

3　国の外国人施策に関する動向（外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策）

近年、外国人住民や外国人労働者の増加に伴い、地域社会において多様な文化や価値観が共存する一方で、一部の外国人による日本の法令や社会的ルールを逸脱した行為や制度の不適切な利用等に対し、国民の間に不安や不公平感が生じているとの指摘もなされてきました。こうした状況を踏まえ、政府は、令和８年１月に「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を取りまとめ、在留管理の適正な運用、外国人制度の適正化、日本語教育の充実、生活ルールや制度の周知等について、分野横断的な施策を示しました。

これらの取組は、日本の法やルールの中で、国民と外国人の双方が安心・安全に生活し、共に繁栄する社会を実現するため、受入れの適正化と共生施策を両立させることを目的としており、地方公共団体においても、国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた受入環境の整備や、多文化共生の取組を着実に進めていくことが求められています。

４　新型コロナウイルス感染症の流行

令和元年に発生した新型コロナウイルス感染症は、世界中に混乱をもたらし、国内においても緊急事態宣言が発出され、入国制限、渡航制限、検疫強化など様々な水際対策が行われました。海外との往来がなくなり、様々な海外交流事業やイベントが中止になる中、国際交流のあり方、会議・イベントのやり方が見直され、オンラインによる会議や交流が普及・定着しました。令和５年５月、新型コロナウイルス感染症は感染症法による分類が５類へ移行し、３年以上続いた行動制限がようやく緩和され、海外との往来も再開しました。

５　世界各地の紛争

世界の各地では、イスラエル・パレスチナ紛争、ロシアによるウクライナ侵略、イランを巡る中東情勢の緊迫化、ミャンマー内戦、スーダン内戦など、多くの地域で武力衝突や混乱が続き、覇権主義が世界的な緊張を高めています。中でも、令和４年２月に開始されたロシアによるウクライナ侵略は、欧州をはじめとする国際情勢を不安定化させ、ウクライナから多数の避難民が日本を含めた各国へ逃れる事態となりました。

本県においても、長年にわたり友好交流を続けてきたロシア・イルクーツク州との青少年交流事業を停止するなど、地域レベルの交流にも影響を及ぼしています。

第３章　プランの基本的な考え方

第３章　プランの基本的な考え方

第１節　３つの基本方針

平成 28 年３月に策定した「石川県国際化推進プラン 2016」では、本県の国際化を推進するために「国際交流の拡大と魅力・文化の発信」と「多文化共生の促進とグローバル化への対応」の２つを基本方針に掲げ、その実現に向けて取り組んできました。

本格的な人口減少・少子高齢化を迎える中、世界の各地域との開かれた国際交流を推進することは、多様な文化や価値観への理解を深め、互いを尊重する意識を涵養するだけでなく、本県の魅力を世界に発信し、活力ある地域づくりを図るうえでも重要です。そして、国際交流を通じた相互理解の深化は、世界の平和と安定にも寄与します。

また、県内の外国人住民は、過去 10 年で 1.9 倍に増加し、一人ひとりの背景も多様化しています。こうした中、日本人と外国人がお互いの理解を深め、地域社会を構成する一員として、ともに生き生きと安心して暮らせる多文化共生の社会づくりがこれまで以上に重要です。

さらに、人手不足を背景に、外国人材は、県の産業を支える貴重な担い手となっています。彼らが安心して働き、活躍できる環境を整備することが不可欠であるとともに、地域間の人材獲得競争が激化する中でも外国人材を安定的に受け入れるための取組が重要です。

こうした観点から、本プランでは、従来の「国際交流」、「多文化共生」に関する２つの基本方針を引き継ぎつつ、新たに「外国人材」に関する基本方針を加えた３つの基本方針を設定します。

基本方針Ⅰ　世界に開かれた国際交流の推進

基本方針Ⅱ　外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進

基本方針Ⅲ　産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進

第２節　「石川県国際化推進プラン 2026」の施策体系

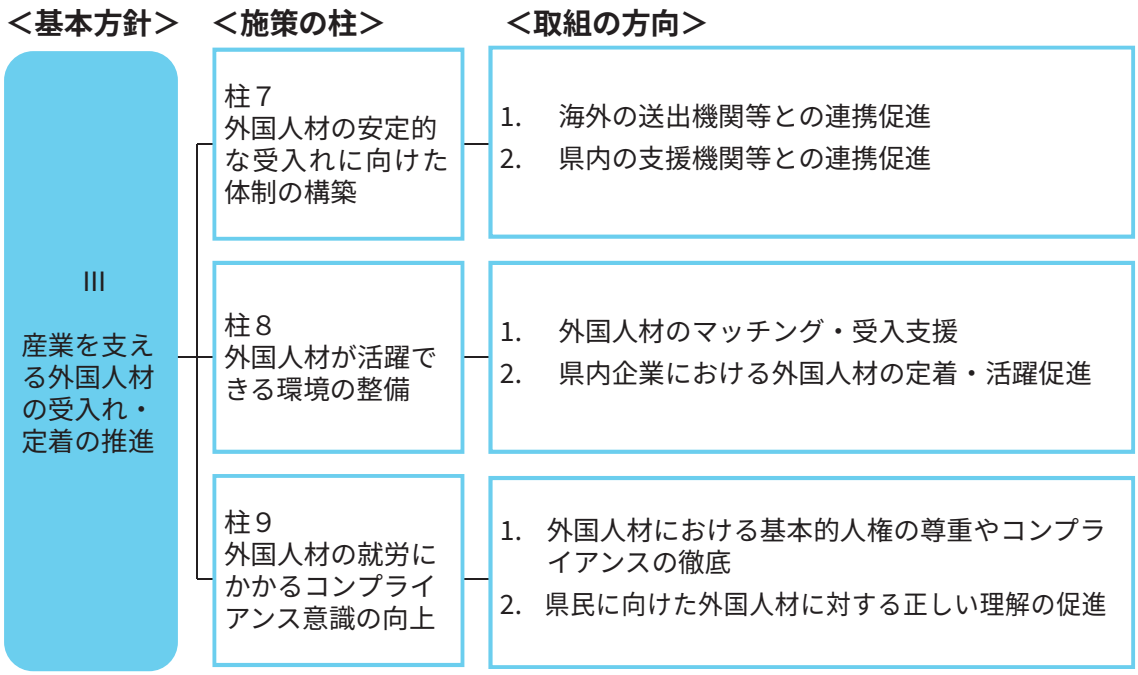
＜基本方針＞
＜施策の柱＞
＜取組の方向＞
III
産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進
柱７
外国人材の安定的な受入れに向けた体制の構築
1. 海外の送出機関等との連携促進
2. 県内の支援機関等との連携促進
柱８
外国人材が活躍できる環境の整備
1. 外国人材のマッチング・受入支援
2. 県内企業における外国人材の定着・活躍促進
柱９
外国人材の就労にかかるコンプライアンス意識の向上
1. 外国人材における基本的人権の尊重やコンプライアンスの徹底
2. 県民に向けた外国人材に対する正しい理解の促進

第４章　施策の方向と概要

第４章　施策の方向と概要

基本方針Ⅰ　世界に開かれた国際交流の推進

少子高齢化が進行する中、地域の活力を維持・向上させるためには、多様な価値観を受け入れ、新たな発想やイノベーションを生み出す環境づくりが欠かせません。世界の各地域との開かれた国際交流・国際協力を推進することは、県民一人ひとりが異文化への理解を深め、国際的な視野を育む契機となるだけでなく、本県の歴史、文化、自然など、多様な魅力を世界に発信し、地域のブランド力向上にも大きく寄与します。

また、経済・環境・文化など幅広い分野で海外との交流が広がることは、地域経済の活性化を促し、国際社会とのネットワークを強化することにもつながります。さらに、国際交流を通じた相互理解の深化は、異なる文化や価値観を尊重する姿勢を育み、世界の平和と安定に寄与する重要な基盤となります。

「基本方針Ⅰ」では、こうした理念に基づき、３つの施策の柱において、歴史や文化、自然、海外ネットワーク等の本県の特色を活用した幅広い国際交流・国際協力を進めるとともに、草の根国際交流を支える民間国際交流団体の充実やグローバル化に対応した人材の育成の取組を推進します。

施策の柱１　世界の各地域との多様な国際交流・国際協力の推進

本県は、友好交流地域（中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道、ロシア・イルクーツク州）との青少年、文化、環境などの幅広い交流を行っているほか、米国やルクセンブルクなどの国々や海外県人会とも青少年交流等特定分野における交流を進めています。また、県内市町、民間団体、学校等においても、世界の各国・地域・団体等と姉妹・友好関係を結び、それぞれ特色ある交流を行っています。こうした地域レベルの交流は、国際的な友好関係や外交を補完するためにも重要な意義があり、国際情勢が不安定さを増す中、地域レベルの国際交流・相互理解の重要性は高まっています。

本県がこれまで築き上げた各国・地域との信頼関係やネットワークを活用し、地域の活性化につながる交流を進めるとともに、海外からの研修員受入や技術協力な

ど、本県ならではの特色を活かした国際協力・貢献を推進していきます。また、各国・地域との相互理解を深め、世界の平和と安定に寄与します。

1　友好交流地域をはじめとする世界の各地域との多様な交流の推進とネットワークの活用

（1）友好交流地域との幅広い交流の推進

本県は、中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道、ロシア・イルクーツク州と友好交流に関する合意書を締結し、青少年、文化、経済、人材、環境、動物交換など、幅広い分野で交流を進めてきました。長年の交流で積み重ねた信頼関係や人的ネットワークは本県の財産であり、今後とも、国際感覚を持つ青少年の育成、本県と友好交流地域双方の地域活性化及び共通課題の解決につながる交流・協力を進めていきます。

- 21 世紀石川少年の翼事業による青少年相互派遣
- 県立図書館と南京図書館（江蘇省）との友好交流協定に基づく図書交換
- 江蘇省、全北特別自治道、本県との日中韓環境協力トライアングル事業
- 共通課題の解決に向けた政策研究の実施

■21 世紀石川少年の翼

本県の友好交流地域である中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道、ロシア・イルクーツク州との間で、青少年の相互派遣を実施する事業であり、令和７年度までに 800 人を超える本県青少年を派遣し、同じく 800 人を超える相手国青少年を受け入れています。学校訪問やホームステイを通じて、国を超えた青少年同士の相互理解と友好親善を図るとともに、国際的な視野を持つ青少年の育成に寄与しています。
※ロシアによるウクライナ侵略を受け、令和４年以降、イルクーツク州との相互派遣は停止中

（2）本県の活性化につながる特定分野における戦略的な交流の推進

本県の地域活性化やブランド力の向上を図るため、各国・地域との特定分野における戦略的な交流を積極的に推進します。本県が有する強みを生かし、分野別・目的別の相互にメリットのある交流・連携を深化させ、持続的な地域の活性化を図るとともに、本県の魅力や価値を国際社会に効果的に発信します。

- 米国・マンスフィールド財団との交流合意書に基づく米国連邦政府職員の日本語・日本文化研修の受入れ
- タイ工業省との覚書に基づく経済分野における連携促進
- 小松空港貨物路線が就航するルクセンブルクとの青少年・文化・経済交流

（3）海外ネットワークの活用

本県が活動を支援している海外移住者県人会（ブラジル、マナウス、アルゼンチン、ハワイ）をはじめ、ニューヨーク、ロンドン、上海、シンガポールなど世界12か国・地域に17の海外県人会が組織されています。また、留学や研修、仕事などで石川県に生活し、帰国後も石川県との縁を大切にしている外国の方々との相互交流を目的に平成10年に「いしかわ同窓会」を設立し、令和7年度末で108か国・地域の5,471人が登録しています。

こうした本県を起点とした海外ネットワークとの連携による交流を推進するとともに、本県の最新情報の発信に取り組みます。

また、在外公館や（一財）自治体国際化協会等が海外で実施するイベント等の機会を活用し、海外における本県の特色や魅力の発信を進めます。

- 海外県人会との青少年交流
- 海外県人会やいしかわ同窓会を通じた本県の最新情報の発信
- 在外公館や（一財）自治体国際化協会の海外イベント等を活用した本県の魅力発信

2　石川県の特色を生かした国際協力の推進

（1）（独）国際協力機構（JICA）等と連携した国際協力・貢献

平成4年に設置されたJICA北陸は、北陸3県における国際協力の中核機関として、国際協力・貢献に取り組んでいます。本県においても、JICAが実施する海外協力隊の派遣、研修員の受入、国際理解教育などの事業の連携を図るとともに、県内の国際協力団体の活動を支援し、国際協力・貢献を推進します。

- JICAボランティアの募集協力や派遣隊員の激励、帰国隊員の地域貢献の支援
- JICAが実施する自然環境保全や農林水産、観光分野等における研修への協力
- 石川県立大学等への海外研修員受入れと技術協力の推進
- 国際協力団体の活動支援

（２）世界農業遺産や白山手取川ジオパーク等の地域資源や海外ネットワークを生かした国際協力・貢献の推進

本県は、世界農業遺産「能登の里山里海」、白山手取川ジオパーク、白山ユネスコエコパーク等の世界的に評価された豊かな自然環境、歴史、文化等の地域資源を有しています。こうした地域資源を活用し、海外からの研修生や関係者の受入れを進めるとともに、自然体験プログラムや地域住民との交流活動、環境保全等に関する学びの機会を通じた国際協力を推進します。また、友好交流地域との共通課題の解決につながる技術協力を実施します。

- 国連大学サステイナビリティ高等研究所いしかわ・かなざわオペレーティング・ユニット（OUIK）等と連携した世界農業遺産「能登の里山里海」にかかる取組
- 中国・江蘇省、韓国・全北特別自治道、本県の３つの地方政府・自治体が連携した、環境保全を目的とした技術協力の推進

■世界農業遺産「能登の里山里海」

「能登の里山里海」は、自然と共生した農林水産業の営み、長い歴史の中ではぐくまれた文化・祭礼、すぐれた里山景観など地域に根差した多様な資源が集約された地域であり、その総合力が評価され、平成 23 年に日本で初めて世界農業遺産に認定されました。能登半島の４市５町（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）に及ぶこの地域には、自然と調和した能登ならではの暮らしの知恵が息づいています。

３　国際的な相互理解と友好親善を広げる取組の推進

（１）国際的な文化交流の推進

文化は、人々の心を豊かにし、感性や創造性を育むとともに、豊かな人間性を育成する社会の基盤となるものです。国際的な文化交流を推進し、言葉や価値観の違いを超えて相互の理解と尊重を深め、国や地域を越えた友好の輪を広げます。

- 世界のトップアーティストが金沢に集う音楽の祭典「ガルガンチュア音楽祭」の開催
- オーケストラ・アンサンブル金沢（OEK）の海外公演等を通じた音楽交流

- 全国高等学校総合文化祭（2027 いしかわ総文）で招へいする海外の高校生との文化交流の推進

（２）本県独自の日本語・日本文化研修の充実

本県は、豊かな自然や歴史ある文化を生かし、昭和 62 年から、海外の大学生等を対象に、県内の一般家庭でホームステイをしながら日本語や日本文化を学ぶ本県独自の「石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラム（IJSP）」を実施しています。令和７年度までに、28 か国・地域から 7,100 人を超える研修生が参加しており、研修終了後もホストファミリーとの交流が続き、本県に親しみを持ち続ける研修生も少なくありません。本プログラムのさらなる充実を図ることで、本県と各国・地域との人的ネットワークの構築や、県民レベルの相互理解を促進します。

- 石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラム（IJSP）の充実

■石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラム（IJSP）

諸外国の大学生グループ等を対象に、石川県でのホームステイを通じて日本語と日本文化を研修・体験する本県独自のプログラムです。昭和 62 年の開始以来、世界 28 か国・地域、101 の大学等から 7,100 人を超える研修生を受け入れ、プリンストン大学、ミラノ大学などから正式な単位認定を受けているほか、米国連邦政府職員であるマンスフィールド日本語研修生を受け入れるなど、海外から高い評価を受けています。

施策の柱２　民間国際交流団体の充実と連携体制づくり

民間国際交流団体は、それぞれの設立目的に応じて、二国間交流、国際協力、日本語教育、外国人住民支援など多様な活動を展開しており、本県の国際化を推進するうえで重要な役割を担っています。一方で、資金や活動ノウハウの不足、会員の高齢化や人材不足などにより、活動の継続が困難となる団体も見られます。こうした課題に対応するためには、民間国際交流団体相互のネットワークを形成し、情報やノウハウの共有を図るとともに、行政や関係機関と連携しながら活動を支えていくことが必要です。

（公財）石川県国際交流協会は、民間国際交流団体の中核的な組織として、団体間のネットワークづくりやボランティアの育成、各種活動への支援を行うとともに、県、市町の地域国際交流協会、県内外の関係機関との連携・協働を進めることにより、本県における国際交流推進体制の強化を図ります。

1　石川県国際交流協会の機能強化

（1）国際交流の中心的機能の充実

平成４年に設立された（公財）石川県国際交流協会は、事業や体制を充実させながら本県の国際交流の中心的な役割を担ってきました。令和６年能登半島地震の際には、外国人被災者支援の拠点となる「石川県災害多言語支援センター」を初めて立ち上げ、多言語による相談対応や災害関連情報の提供など支援活動に取り組みました。

外国人住民の増加を踏まえた生活支援や災害対応、共生社会づくりに向けた取組、国際交流を支える人材の育成など、県国際交流協会の役割はますます重要性を増しており、国際交流の中心的機能の一層の充実を図ります。

- 県民に対する外国語講座や外国人住民への相談対応、国際交流イベントなどの事業の充実
- 国際交流センター、国際交流ラウンジ、国際交流サロン、留学生交流会館など国際交流施設の管理運営と活用促進
- 災害発生時における災害多言語支援センターの運営
- 県外の国際交流協会等との連携（広域的な災害時外国人支援体制の構築）
- 地域国際交流協会や民間国際交流団体の活動支援

（2）民間国際交流団体の中核的役割の充実

県内には 100 を超える民間国際交流団体が活動しており、県国際交流協会は、民間国際交流団体の中核的組織として、ネットワークの構築、団体相互の情報交換、活動の場の提供やイベント開催支援などを通じて、民間国際交流団体の活動の充実に取り組みます。

- いしかわ国際交流団体ネットワークの構築と連携強化
- 多文化共生フェスタなどのイベントにおける民間国際交流団体の活動の場の提供

（3）国際交流ボランティアの育成・連携

県国際交流協会では、①ホームステイ、②通訳・翻訳、③留学経験者、④日本語学習応援、⑤情報発信の５分野において国際交流ボランティアを募集し、登録する

とともに、育成や活動支援に取り組んでいます。ボランティアは、草の根交流の担い手として地域の国際化推進に不可欠な存在です。県国際交流協会において、ボランティアの発掘・育成・連携の取組を進めます。

- 国際交流ボランティアの発掘・育成
- ボランティア活動の場の提供
- 国際交流ボランティアと連携した国際交流事業の実施

2　民間国際交流団体の活動内容の充実

（1）民間国際交流団体の活動支援

民間国際交流団体は、地域に根差した多様な活動で本県の国際交流を支えており、国際化推進の大きな原動力となっています。民間国際交流団体の自主的、創造的な活動を支援し、団体活動の活性化を図ります。

- 草の根の国際交流に貢献した団体・個人に対する功労者表彰
- 草の根国際活動支援助成事業による活動支援
- 小松空港発着国際定期便を利用した国際交流事業実施団体の支援
- 多文化共生フェスタなどのイベントにおける民間国際交流団体の活動の場の提供（再掲）

（2）民間国際交流団体の会員獲得支援

県国際交流協会のホームページやイベントなどにより民間国際交流団体の活動を広く情報発信するほか、県が実施する国際交流事業に参加した青少年に民間国際交流団体の活動を紹介し、民間国際交流団体の会員獲得に向けた支援を行います。

- 県国際交流協会のホームページ、イベントなどを活用した民間国際交流団体の活動紹介
- 県の国際交流事業参加者に対する民間国際交流団体の活動紹介

多文化共生フェスタでの民間国際交流団体の活動紹介

施策の柱３　国際社会に通用する人材育成と県民の国際理解の促進

近年、外国人住民や外国人観光客が大きく増加し、県民が日常生活の中で外国人と接する機会は飛躍的に拡大しています。また、外国人労働者も様々な業界で増加しており、製造業や農林水産業にとどまらず、スーパーや飲食店、ホテル・旅館など、県民の身近なサービス分野においても外国人が働く姿が日常的に見られるようになっています。デジタル化やグローバル化の進展により、地域社会においても国境を越えた人・モノ・情報の往来が一層活発化しています。

国内外で主義主張の対立が深まり、国際情勢が不安定さを増す中において、多様な文化、習慣、宗教、価値観の違いを理解し、互いを尊重しながら共に生きる姿勢を育む真の国際理解の重要性は、これまで以上に高まっています。こうした国際理解は、地域における円滑なコミュニケーションや多文化共生の推進だけでなく、国際社会において信頼関係を築く基盤ともなります。

また、新型コロナウイルス感染症による渡航制限の反動もあり、県内の青少年の間では、留学や海外研修など海外経験への関心や意欲が高まっています。一方で、日本人の海外渡航者数は伸び悩んでいるとの指摘もあり、将来にわたり地域の国際化を進めていくためには、若い世代を中心に海外経験を促し、語学力のみならず、異文化理解力や主体性、国際的な視野を備えた人材を育成することが不可欠です。

こうした課題を踏まえ、本県では、グローバル社会に対応した人材の育成を進めるとともに、県民一人ひとりが国際理解を深め、多様性を尊重しながら地域や世界で活躍できる素地を養う取組を積極的に推進していきます。

１　グローバル社会に対応した人材の育成

（１）青少年の留学、海外研修等への支援

留学や海外研修への支援を強化し、異文化理解や国際的な視野を身に付け、将来、地域や国際社会で貢献し活躍できる人材の育成を図ります。

また、県国際交流協会においては、海外留学やワーキングホリデーについて紹介する留学相談会の実施や、青年海外協力隊の帰国報告会の開催などを通じて、留学や国際協力に関する幅広い情報提供を行います。これらの取組により、青少年が海外を身近に感じ、自ら海外に挑戦する意欲や関心を喚起します。

- 「いしかわ高校生グローバル人材育成推進事業」による海外留学支援

- 21 世紀石川少年の翼事業や海外県人会青少年育成交流事業を通じた青少年の育成（再掲）
- 世界農業遺産「能登の里山里海」をテーマとした国際スタディ・プログラムによる青少年の海外派遣研修の実施
- 海外留学、国際協力に関する情報提供と相談会の実施

（２）小・中・高等学校を通じた英語教育や国際理解教育の充実

ＪＥＴプログラムで小・中・高等学校に派遣されている外国語指導助手（ALT）により、実践的な英語教育の充実を図ります。また、学習指導要領に基づく教育活動において国際理解教育の充実を図ります。

- 外国語指導助手（ALT）による英語の実践的教育の充実
- 学習指導要領に基づく国際理解教育の充実

２　県民の国際理解の促進

（１）国際理解フォーラム等の開催

県民が異文化理解を深め、国際交流に関心を持つきっかけづくりとして、国際理解フォーラム等を開催します。また、国や外務省、在日大使館等と連携した講座等を通じ、高校生の国際理解の促進を図ります。

- 県民向け国際理解フォーラムの開催
- 外務省「高校講座」、在日大使館の出張講座等を活用した高校生の国際理解の促進

（２）民間国際交流団体等が行う国際交流イベントの開催支援

全国から留学生が本県に集い、県内各地の一般家庭でホームステイを行いながら県民と交流する「JAPAN TENT」は、多くの学生ボランティアが参画し、子どもから高齢者まで幅広い世代の県民が留学生と直接交流できる夏の恒例イベントとなっています。県民の国際理解を促進する貴重な機会となっており、県も開催を支援しています。

また、民間国際交流団体による自主的かつ創造的な活動を支援することで、県民が身近な地域において国際交流に触れる機会の拡充を図ります。

- 「JAPAN TENT」の開催支援
- 多文化共生フェスタなどのイベントにおける民間国際交流団体の活動の場の提供（再掲）
- 草の根国際活動支援助成事業による民間国際交流団体の活動支援（再掲）

■JAPAN TENT ―世界留学生交流・いしかわ―

昭和 63 年の開始以来、約 170 の国と地域から延べ 1 万人を超える留学生が参加し、今や、日本を代表する国際交流イベントの一つとして定着しています。

全国から参加する留学生は、ホームステイや伝統文化体験等を通じて日本と母国の文化や生活の違いを体感し、相互理解の重要性を学び、本県と母国をつなぐ架け橋としての活躍が期待されています。また、ホストファミリーや県民にとっても、留学生との交流は国際理解を深める機会となっています。

（3）国際交流員等による国際理解教室等の開催

国際交流員（CIR）による各国の語学講座や、文化・生活習慣を紹介する国際理解教室を開催することで、県民が海外に親しむ機会を提供します。

また、学校や団体等の要請に応じて、各国の料理教室や文化紹介を行い、交流活動を積極的に展開することにより、県民の国際理解の促進を図ります。

- 国際交流員による外国語講座、国際理解教室等の開催
- 国際交流員・留学生の学校・団体等への講師派遣
- 県国際交流協会の SNS 等を通じた海外の文化紹介

国際交流員による国際理解教室

基本方針Ⅱ　外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進

日本に暮らす外国人が大きく増加する中、法令や社会規範等を守りながら生活する日本人と外国人の双方が、互いを尊重しながら、等しく社会の一員として尊厳を持って生きられる社会を実現することは、これからの社会の安定と発展のために重要です。

本県においても、人口減少が進む一方で外国人住民数は過去最多を更新し、今後もさらなる増加が見込まれています。外国人住民にとっても暮らしやすい環境を整備し、言葉の壁や生活の不便を解消するとともに、国籍や民族の違いに関わらず、互いの文化的背景や考え方を理解し合いながら、地域社会を支える一員として、外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりを推進することが重要です。

「基本方針Ⅱ」では、こうした理念に基づき、３つの施策の柱において、生活に不可欠なコミュニケーション手段である日本語を学ぶための環境の整備を進めるほか、外国人住民の生活支援を充実するとともに、地域社会の一員として地域活動への参画を促進する取組を進めます。また、県民の多文化共生に対する理解促進を図るとともに、外国人住民や外国人観光客に対しても日本の文化やルールについて周知・啓発を行います。

施策の柱４　日本語教育推進のための環境の整備

県内で生活する外国人住民が増加する中、留学生や外国人労働者、その帯同家族など、背景やニーズは多様化しています。地域社会においては、言語の違いから生活上の手続きや地域の文化・慣習の把握が難しくなるなど、円滑なコミュニケーションが課題となることがあります。こうした状況の中で、すべての外国人住民が安心して地域生活を送るためには、コミュニケーションの基盤となる日本語を学ぶ環境を整えることが何よりも重要になります。

国においては、令和元年の日本語教育推進法の施行、令和６年の日本語教育機関認定法の施行など、近年、日本語教育に関連する法整備が進められており、本県においても法令に基づいた実施体制の強化が求められています。

一方で、日本語教育の指導者・支援者の人材不足、学習環境の不備など、地域によって外国人住民が日本語を学べる環境格差も大きくなっています。

こうした課題を踏まえて、オンライン日本語教室も活用し、日本語教育の関係機関が連携して、日本語教育推進のための環境整備に取り組みます。また、日本語指導が必要な児童生徒（もしくは外国につながりのある子ども）の増加に対しては、就学促進や教育環境の整備に取り組みます。

1　地域における日本語教育体制の整備

（1）コーディネーターによる指導・助言

県国際交流協会に日本語教育のコーディネーターを配置し、各地域の状況に応じて、日本語の指導方法や地域日本語教室の運営方法について指導・助言を行い、県内の日本語教育体制を整備・強化します。また、地域の日本語教室は、外国人住民にとって日本語を学ぶ場であると同時に、地域社会とのつながりや交流の場としての役割も担っており、日本語教室が未開設の地域において、新たな教室の開設支援を行います。

- 総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターの配置
- コーディネーター派遣による地域日本語教室の指導助言及び運営支援
- 日本語教室空白地域の解消に向けた開設支援

（2）日本語指導者、ボランティアの養成

外国人住民にとって、日本語を学び、生活相談や地域交流の場となる地域日本語教室において、ICT や AI 等の活用も念頭に、教室運営に携わる日本語指導者やボランティアを養成し、スキルアップを支援します。

- 地域日本語教室における日本語指導者・ボランティアの養成
- 日本語指導のスキルアップを図る講座の実施
- オンライン日本語教室を実施できる日本語講師の養成

（３）日本語教育機関等のネットワーク化・情報共有

大学、日本語学校や地域日本語教室などの日本語教育関係者及び経済団体、行政機関による定期的な会議や情報交換等によりネットワークを構築し、連携して日本語教育の推進に取り組みます。

- 日本語教育関係者によるネットワーク会議の開催

（４）市町が行う日本語教育への財政支援

地域レベルでの日本語教育の体制づくりを目的とする国の補助事業を活用し、県内市町における日本語教育の取組を促進します。

- 国の地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業を活用した市町への財政支援
- コーディネーター派遣による地域日本語教室の指導助言及び運営支援（再掲）

（５）外国人住民の日本語学習環境の充実

日本語を学ぶ意欲がありながら、地理的・時間的な要因で地域日本語教室への参加が難しい外国人住民を対象に、オンラインを活用して全県レベルで日本語教育を受ける機会を提供します。また、外国人住民を対象とした日本語スピーチコンテストを開催し、日本語学習やレベル向上のきっかけづくりとします。さらに、夜間中学である県立あすなろ中学校において、日本語習得に重点を置いたコースで学習する機会を提供します。

また、日本語能力の向上を目指す外国人住民向けに、本県独自の「生活」に関する日本語教育プログラムを開発し、全県レベルで質の高い日本語教育を提供できる環境を整備します。

- オンライン日本語教室「いしかわオンラインにほんごクラス」の実施
- 外国人日本語スピーチコンテストの開催
- 県立あすなろ中学校での外国人生徒の受入れ
- 本県独自の「生活」に関する日本語教育プログラムの開発と実施

地域日本語教室のワークショップ

オンライン日本語教室

2　外国人材への日本語教育の推進

（1）業界団体等が実施する日本語教育への支援

県内で就労する外国人材の日本語能力向上のため、業界団体等が実施する日本語教育を支援します。

- 業界団体等が行う外国人材への日本語教育費用に対する助成

3　外国につながりのある子どもへの日本語教育の推進

（1）日本語学習支援

学校教育では、外国人児童生徒等に対して日本語指導の充実を図るとともに、必要に応じた教科の補習、特別な教育課程の実施など、きめ細かい指導・支援に取り組みます。また、地域日本語教室と協力して、外国につながりのある子どもが日本語を習得しやすい環境づくりを促進します。

- 小中学校における日本語指導教室の開設と教員の配置
- 地域日本語教室と協力した日本語を習得しやすい環境づくりの促進

（2）外国人児童生徒等に関わる関係者間の連携促進

外国人児童生徒等の教育に携わる教員や支援者向けに、日本語教育や宗教、文化等、多文化共生教育の理念に配慮した指導方法などについて知識、技能を向上する研修を実施するとともに、日本語指導が必要な生徒の支援連絡協議会を設置し、関係者間の連携を促進します。

- 教員や支援者向けの研修の実施
- 日本語教室担当者向けの研修・養成講座の実施
- 日本語指導が必要な生徒の支援連絡協議会の設置

施策の柱５　外国人住民への生活支援の充実

県内の外国人住民は、これまで多かった中国や韓国の出身者に加え、近年はベトナム、インドネシア、フィリピンなど 東南アジア国籍を中心に増加し、多国籍化が進んでいます。その結果、多様な文化や宗教、母語を背景にもつ外国人が増え、生活支援や相談対応はこれまで以上に複雑化・多様化しています。

本県は、令和６年１月の能登半島地震、同年９月の奥能登豪雨など、未曾有の大規模災害を経験し、外国人住民への防災対策が大きな課題であることが改めて明らかになりました。これらの災害では、災害に関する基本的な知識の不足だけでなく、災害情報の周知の難しさ、相談できる相手や支援者が身近にいないことなど、さまざまな問題が浮き彫りになりました。

こうした現状を踏まえ、県では、多様な背景をもつ外国人住民に対し、相談対応・情報発信・生活支援などを、多言語できめ細かく提供できる体制の整備を進めます。防災対策については、平時から地域で日本人と外国人のつながりを強化し、災害時外国人サポーターの育成や支援者ネットワークの構築を進めることで、本県を一時的に訪れる外国人観光客を含めた支援体制の強化にも取り組みます。

１　多様な背景をもつ外国人住民への相談対応・情報発信の充実

（１）多言語情報提供・相談事業の充実

医療、教育、子育て、福祉、在留資格や雇用・労働など、外国人を取り巻くあらゆる困りごとやトラブルに関する相談を受け付ける多言語相談体制を整備するとともに、ホームページや SNS を通じて行政・生活情報を多言語で発信します。

また、外国人住民へのヒアリングやアンケートにより、支援ニーズの把握に努めます。

- 外国人住民のための生活に関する無料相談窓口の設置
- 行政書士及び弁護士による外国人向け無料法律相談の実施
- ホームページや SNS などの行政情報の多言語化
- 外国語新聞・雑誌を備えた国際情報ライブラリーの運営
- 外国人住民へのヒアリング等による支援ニーズの把握

（２）市町等が実施する外国人住民の相談事業への支援

外国人住民にとって最も身近な基礎自治体である市町との連携は重要であることから、市町や地域国際交流協会等が実施する外国人住民の相談事業にかかる課題や情報を共有する場を設置し、相談員同士のネットワークを構築します。また、地域の外国人コミュニティに行政からの情報提供を行うなど、外国人住民と行政の橋渡し役を担う外国人コミュニティリーダーを発掘・育成します。

- 外国人住民の相談員ネットワーク研修会の実施
- 市町担当者会議による相談事例や課題の情報共有
- 外国人コミュニティリーダーの発掘・育成

（３）外国につながりのある子どもへの支援の実施

日本語指導が必要な外国人児童生徒等の学習支援を充実させるとともに、学校教育での学びを支援します。また、不就学や不登校の実態把握に努め、必要に応じて関係機関と連携しながら適切な支援を行います。さらに、子育て支援や生活相談など外国人住民も安心して子どもを産み育てることができる環境の充実にも取り組みます。

加えて、外国人児童生徒にとっては、自らのアイデンティティの確立や日本語の円滑な習得のためにも母語教育が重要であり、市町の国際交流協会や国際交流団体等とも連携し、外国人児童生徒が母語・母文化に触れられる場の情報提供に努めます。

- 外国人生徒等に対する特別入学試験の実施
- 高等学校への支援員派遣による生徒とその保護者への母語での支援
- 外国人住民のための生活に関する無料相談窓口の設置（再掲）
- 母語・母文化に触れられる場の情報提供

（４）医療等における多言語対応

厚生労働省が取りまとめた外国人患者を受け入れる医療機関リストや、外国語対応可能な医療機関・薬局の検索サイトなどを活用し、外国人住民が安心して医療サービス等を受けられる体制整備に努めます。

- 「外国人患者を受け入れる医療機関」リストのホームページ等への掲載

- 県内の外国語対応可能な病院・診療所を検索できるサイト「医療情報ネット（ナビイ）」の紹介
- ホームページや SNS などの行政情報の多言語化（再掲）

（５）住宅確保のための支援

外国人も円滑に賃貸住宅に入居できるよう、行政、不動産等の関係団体で構成する県の居住支援協議会が連携し、居住支援の窓口相談を行う指定法人を増やすとともに、セーフティネット住宅の登録拡大に取り組みます。

- 県居住支援協議会における定期的な情報共有の場の設置
- セーフティネット住宅登録拡大による外国人の居住支援
- セーフティネットとしての県営住宅の整備と管理

２　防災や災害時の支援体制の強化

（１）外国人住民向け防災講座の実施

防災に対する日頃の備えや災害発生時の対応等に関する知識の普及啓発のため、市町と連携し、外国人を交えた防災講座や避難訓練を実施します。また、自主的に防災講座を行う地域や企業等に対しては、講師や通訳の派遣を行います。

- 防災ガイドブックを活用した防災講座等の実施
- 県防災総合訓練における外国人住民を対象とする避難訓練の実施
- 外国人住民と学ぶ防災講座への講師・通訳の派遣

（２）外国人のための防災ガイドブックの普及・活用

令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、避難所の役割や平時の備えなど現実の被災を想定し内容を充実させた防災ガイドブックの普及・活用に取り組みます。

- ホームページや SNS 等への掲載と PR ツールによる防災ガイドブックの活用普及
- 県内関係機関による防災・災害対応情報連絡会の実施
- 市町を対象とした災害時外国人支援研修会の実施
- 防災ガイドブックを活用した防災講座等の実施（再掲）

外国人のための防災ガイドブック

（３）災害時外国人サポーターの育成・活用

防災の知識を持ち、災害時に行政と外国人住民の橋渡し役となって活動できる災害時外国人サポーターを育成するとともに、外国人住民向け防災講座等において活躍の場を設けスキルアップを図ります。

- 災害時外国人サポーター育成講座の実施
- 災害時外国人サポーターのスキルアップを目的とした防災講座・防災訓練等での活躍の場の提供
- 北陸３県広域連携によるボランティア研修の実施

災害時外国人サポーター育成講座

（４）外国人支援者ネットワークの構築

外国人材、留学生、外国人観光客等と関わりのある団体が情報交換する場を設け、ネットワークを構築することにより、災害時の外国人支援にかかる情報提供の円滑化を図ります。

- 県内関係機関による防災・災害対応情報連絡会の実施（再掲）

（５）外国人観光客に向けた防災対策

緊急地震速報や気象特別警報、避難情報などを多言語で確認できる外国人旅行者向け災害情報提供アプリ「Safety tips」について、外国人観光客への周知を図り、その活用を促進します。

- 外国人旅行者向け災害時情報提供アプリの周知・利用促進
- 防災ガイドブックへの掲載を通じたアプリの周知
- 県内観光事業者向けのインバウンドセミナーにおけるアプリの周知

施策の柱６　外国人と共生する地域社会づくり

県内の外国人住民は、就労関係や留学などの在留資格の割合が高く、比較的若い世代が多いことが特徴です。少子高齢化が進む日本において、日本人住民と外国人住民が互いに助け合う関係を作ることにより、外国人住民が地域の一員としての自覚を持ち、地域コミュニティや地域活動の担い手となることが求められています。

また、外国人住民の中には、自らの経験や能力を活かして地域社会に主体的に参画し、貢献したいという意欲を持つ人もおり、その力を地域の安心や活力につなげていくことは共生社会の実現や地域社会の持続的な発展に寄与するものです。さらに、このような外国人住民には、同じ国や地域の出身者で構成されるコミュニティと地域をつなぐ橋渡し役や相談相手・支援者となる役割も期待されています。

外国人住民の地域活動への参画を促進するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の機会や、ホームページ等における外国人との共生に関する施策やデータの情報提供を通じて県民の多文化共生への理解促進を図ります。また、日本に不慣れな外国人住民には、共生の理念を共有し、日本の文化や慣習への理解を促すことも重要です。さらに、外国人観光客の増加によるオーバーツーリズムに対応し、日本のルールやマナーに関する啓発を強化します。

1　外国人住民の地域活動への参画促進

（1）地域や行政との橋渡し役を担う外国人コミュニティリーダーの育成

同じ国や地域の出身者で構成される外国人コミュニティにおいて、外国人住民の相談相手や支援者になるとともに、行政や地域の橋渡し役を担う外国人コミュニティリーダーを発掘・育成します。

- 外国人コミュニティリーダーの発掘・育成（再掲）
- 外国人コミュニティリーダーを通じたコミュニティの形成支援、情報提供
- 外国人コミュニティリーダーが活躍できる場の提供

（2）日本人住民と外国人住民の地域交流の推進

日本人住民と外国人住民が交流する機会を作ることにより、相互理解を深め、顔の見える関係を構築するとともに、外国人住民の主体的な地域参画を支える環境整備を進めます。

- 多文化共生フェスタの開催
- 県国際交流協会のホームページや SNS によるイベント情報の発信
- 民間国際交流団体の活動支援を通じた相互理解の促進

（3）外国人住民の意見を聞く仕組みの導入

外国人コミュニティリーダーが参加する情報交換会を開催し、行政と住民の双方向のコミュニケーション機会を設け、外国人住民の意見を地域づくりに生かすための仕組みを構築します。

- 外国人コミュニティリーダーによる情報交換会の開催

（4）留学生の国際交流・地域活動への参加促進

能登復興支援や文化体験、国際交流など様々な活動を通して、県内の大学や日本語学校等に在籍する留学生の本県への理解を促進し、地域の担い手の一人としての主体的な活動を支援します。

- 留学生を含む国際交流ボランティアの活動支援

- 外国人留学生への能登復興支援の機会の提供

2　県民の多文化共生への理解促進

（1）日本人住民と外国人住民の地域交流の推進

日本人住民と外国人住民が交流する機会を作ることにより、顔の見える関係を構築し、日本人住民も多文化共生に向けた課題や外国人住民の境遇について考え、理解を深められるよう取り組みます。

- 多文化共生フェスタの開催（再掲）
- 民間国際交流団体の活動支援を通じた相互理解の促進（再掲）
- ホームステイや日本語学習支援などのボランティア登録の拡大
- 県国際交流協会のホームページや SNS 等によるイベント情報の発信（再掲）

（2）やさしい日本語の普及啓発

外国人住民とのコミュニケーション手段として、外国人を雇用する企業や、地域住民などを対象にやさしい日本語の普及と理解促進に取り組みます。

- やさしい日本語講座の実施
- やさしい日本語によるガイドブックやチラシの作成

■やさしい日本語

「やさしい日本語」とは、難しい言葉を平易な言葉に言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のことで、外国人をはじめ、多くの人に分かりやすく伝えようとするコミュニケーション手段の一つです。平成７年の阪神・淡路大震災をきっかけに、外国人に対しても迅速に災害などの情報伝達を行う手段として取組が始まり、近年では、外国人住民と日本人住民の交流など、さまざまな場面でやさしい日本語を活用した取組が進んでいます。

（3）国際理解教室等の開催

国際交流員（CIR）や留学生等による各国の文化、習慣等を紹介する国際理解教室や多文化共生ワークショップの実施を通じて、県民の多文化共生の理解の促進を図ります。

- 国際交流員による国際理解教室、多文化共生ワークショップの開催

- 国際交流員・留学生の学校・団体等への講師派遣（再掲）
- 県国際交流協会の SNS 等を通じた海外の文化紹介（再掲）

３　外国人住民、外国人観光客への日本文化・慣習の理解促進

（１）外国人住民への日本のルール・生活情報の周知

県国際交流協会のホームページや SNS、国や市町の生活ガイドブック等を活用した情報発信を行い、外国人住民向けに日本のルールや生活情報の周知に努めます。

- 県国際交流協会ホームページや SNS 等での日本の生活情報・ルールの情報発信
- 国際情報ライブラリーにおける生活情報関連冊子の配架
- 国や市町の生活ガイドブックの周知

（２）日本文化に触れる機会の提供

外国人住民に、日本文化体験の機会を提供することにより、日本の文化、歴史、伝統芸能等に対する理解促進を図ります。

- 石川国際交流ラウンジ、石川国際交流サロンにおける書道や茶道等、日本文化体験機会の提供

地域のお祭りへの参加

国際交流ラウンジでの書道体験

（３）外国人観光客向けのマナー啓発

外国人観光客の増加に伴うオーバーツーリズムの深刻化を予防するため、SNS 広告を活用し、外国人観光客に対して、観光地でのごみのポイ捨てや食べ歩きの禁止など、日本におけるマナーの周知・啓発に努めます。

- SNS 広告を活用した外国人観光客向けのマナー啓発の実施
- 観光案内所におけるマナー啓発冊子等の配架
- 外国人向け飲食店利用案内作成ツールの提供

外国人観光客向けマナー啓発 SNS 広告

基本方針III　産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進

少子高齢化により、生産年齢人口が減少し、人材不足が深刻化する中、外国人材は年々増加しており、県の産業を支える貴重な担い手となっています。活力ある社会をつくっていくためには、日本人だけでなく、能力や技能を有する外国人材が安心して働き、活躍できる環境を整備することが不可欠です。

国においては、「特定技能制度」の創設や、「技能実習制度」の発展的解消による「育成就労制度」の創設など、外国人材の受入れ・育成に向けた法制度の整備が進められており、県内においても、外国人材の受入れが今後さらに進展することが見込まれます。

一方、国内の自治体間や、国と国との間における外国人材獲得競争が年々激化しており、能力や技能を有する外国人材を継続的に受け入れていくためには、多様な受入ルートの構築や、外国人材と県内企業のマッチングや受入支援、外国人材が活躍できる環境づくりに取り組むことが必要です。

「基本方針III」では、こうした課題を踏まえ、３つの施策の柱において、海外の高等教育機関や送出機関、県内の支援機関との連携を促進することで、県内企業における外国人材の安定的な受入れを図るほか、外国人材と県内企業のマッチングや受入支援、相談体制の強化などを通じて、外国人材が長期にわたり県内で活躍できる環境の整備に取り組みます。また、外国人材受入企業、外国人材の双方が法令遵守・コンプライアンスを徹底するよう取り組むほか、県民を対象とした外国人材に対する正しい理解の促進を図ることで、地域における不安解消や相互理解の促進に努めます。

施策の柱７　外国人材の安定的な受入れに向けた体制の構築

本県における外国人労働者数は年々増加しており、その国籍も多様化しています。今後、国内外の人材獲得競争が激しくなる中でも、能力や技能を有する外国人材を継続的に受け入れていくためには、多様かつ適正な受入ルートの構築が重要です。

そのため、日本語教育に力を入れており信頼ができる海外の高等教育機関や送出機関との関係構築に向け、県が先導して海外の関係機関との連携を図り、県内企業が円滑に受入れを進められるよう体制を整備します。

また、新たな国からの受入れが始まった初期段階では、当該国出身の人材が少なく、企業側も必要な配慮や対応が十分に行えず、外国人材が早期に離職してしまうおそれがあることから、外国人材が県内企業にしっかりと定着できるよう、外国人材の支援を行う関係機関等と連携し、受入企業への定着支援にも取り組みます。

1　海外の送出機関等との連携促進

（1）外国人材を受け入れる県内企業の確保・育成

外国人材の受入れを希望する県内企業や各種業界団体に対し、いしかわ外国人材確保・定着促進研究会への参画を促すとともに、同研究会を通じ、外国人材の受入れに必要な知識・ノウハウの習得や、外国人材に求める条件等のニーズの整理等を行うことで、外国人材を適正に受け入れることができる県内企業の確保と育成に取り組みます。

- 研究会会員による情報交換会の開催
- 外国人材受入れ等にかかる最新の法規制や県の取組を紹介する研究会会員向けメールマガジンの定期発信
- 従業員のニーズに合った福利厚生等により、外国人材の確保・定着に取り組んでいる優良事例の横展開

（2）海外の複数国における送出機関や高等教育機関等と連携した受入促進・継続

県では令和７年５月、ベトナムの送出機関・ハイフォン社、県自動車販売店協会と３者で、石川県としては初となる外国人材受入れにかかる連携協定を締結し、同協定に基づき、ベトナムから日本語と技能を習得した優秀な自動車整備人材を受け入れています。今後、同取組を横展開するため、優秀な人材の送出しが期待できる海外の高等教育機関や送出機関等との関係構築を進め、本県での就労を希望する外国人材と県内企業とのマッチングを促進します。

- 海外高等教育機関や送出機関等を対象とした石川県の魅力発信セミナーの開催
- 連携（候補）先在籍人材と県内企業との交流会の開催

- 連携（候補）先を通じた、日本での就労を希望する海外在住人材を対象とする県内企業のインターンシップ受入れ

県自動車販売店協会合同入社式

2　県内の支援機関等との連携促進

（1）支援機関等と連携した受入れ・定着支援

外国人就労制度にかかるセミナーや交流会の開催等を通じ、監理団体（育成就労制度においては監理支援機関）や登録支援機関、経済団体や日本語学校との連携を強化することで、県内企業に就労する外国人材に対する受入れ・定着支援体制の構築を図ります。

- 監理団体、登録支援機関、経済団体を対象とした、最新の法規制や県の取組状況の紹介や、課題把握のためのヒアリング実施
- 経済団体との連携による外国人材受入れ・定着支援策の実施（取組内容の共有や周知協力等）
- 県内での就労日本語教育充実に向けた日本語学校との連携強化

石川県の魅力発信セミナー資料

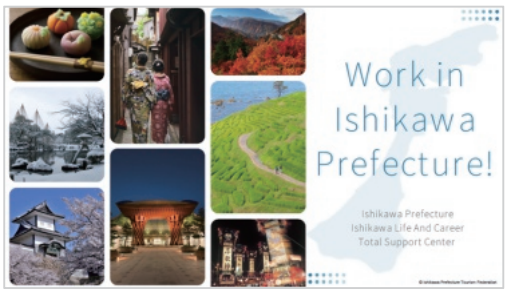

施策の柱８　外国人材が活躍できる環境の整備

県内の外国人材を雇用する事業所が年々増加している中、県では、外国人材の雇用に関する企業向けの相談窓口として、令和６年８月に「いしかわ外国人材活用ワンストップセンター」を開設し、県内企業における外国人材の受入れ・定着を支援しています。

近年、外国人住民から就労関係の相談が増えており、相談体制の整備が求められています。さらに、令和９年４月からは「育成就労制度」が開始され、本人の意向による転籍が可能となり、就職や転職に関する相談は今後さらに増加することが見込まれることから、優秀な外国人材が長期にわたり県内で活躍できる環境の整備が求められます。

また、本県は「人口 10 万人あたりの大学・短大等学校数」が全国１位であり、多くの外国人留学生が県内に在住しています。しかしながら、卒業後、県内企業へ就職する外国人留学生の割合は低く、卒業後に多くの外国人留学生が県外に流出しています。本県の生活に慣れ親しみ、日本語を勉強した外国人留学生は県内企業にとって即戦力となることから、県内企業への就職の促進が大きな課題となっています。

１　外国人材のマッチング・受入支援

（１）県内企業及び外国人材のための相談体制の強化

企業からの外国人材の雇用に関する相談に対応するいしかわ外国人材活用ワンストップセンターにおいて、県国際交流協会の生活相談窓口や市町などの関係機関とも連携し、企業や外国人材を取り巻く多様な課題にワンストップで対応するとともに、外国人材を対象とした就職・労務相談に係る体制の充実を図ります。

- いしかわ外国人材活用ワンストップセンターによる企業向け相談対応の実施
- 県国際交流協会との連携による外国人材向け相談体制の強化
- 多言語による県内就職先の斡旋や労働相談対応

（２）外国人材雇用にかかる事業者向けセミナーの開催

外国人材の雇用におけるポイントや定着に成功している企業の取組事例、在留資格制度に関する最新情報等を紹介する企業の人事担当者向けセミナーを開催し、外国人材の雇用に関心のある県内企業の理解促進と実務能力の向上を図ります。

また、外国人材を雇用していない企業が、雇用に向けて一歩踏み出すため、経営層を対象としたセミナーを開催し、外国人材の雇用に対する理解を深めることで、県内企業における外国人材の雇用拡大を図ります。

- 企業の人事担当者向けセミナーの開催
- 外国人材活用に向けた経営者向け意識改革セミナーの開催
- 外国人介護人材受入れセミナー、情報交換会の実施
- 農業経営者向け外国人材活用セミナーの開催

（３）外国人材と県内企業とのマッチング支援

就職を希望する外国人留学生や、転職を希望する外国人材が多く参加する大都市圏の就職・転職フェアに、県内企業とともに出展し、県外在住の外国人材と県内企業とのマッチングを支援します。

- 外国人材に特化した就職・転職フェアへの出展支援

（４）外国人留学生の県内就職支援

外国人留学生の県内企業に対する理解を促進するとともに、県内企業の外国人留学生に対する採用意欲の促進を目的として、外国人留学生を採用したことがない企業等を対象に、外国人留学生が在籍する学校の見学会を開催するほか、外国人留学生に対し、県内企業とのインターンシップマッチングイベントを開催し、外国人留学生の県内就職の促進を図ります。

また、県外在住の外国人留学生に対しては、県内企業が実施するインターシップ等に参加する外国人留学生を対象に、交通費の一部を助成します。

介護福祉士の資格取得を目指して学ぶ留学生へ将来の雇用目的で修学支援を行っている介護サービス事業者に対し、経費を補助します。

- 県内企業と留学生の交流会開催
- 県内企業向け学校見学会の開催

- インターンシップマッチングイベントの開催
- 外国人介護福祉士養成支援事業費補助金による人材養成支援

2　県内企業における外国人材の定着・活躍促進

（1）県内企業及び外国人材のための相談体制の強化（再掲）

企業からの外国人材の雇用に関する相談に対応するいしかわ外国人材活用ワンストップセンターにおいて、県国際交流協会の生活相談窓口や市町などの関係機関とも連携し、企業や外国人材を取り巻く多様な課題にワンストップで対応するとともに、外国人材を対象とした就職・労務相談に係る体制の充実を図ります。

- いしかわ外国人材活用ワンストップセンターによる企業向け相談対応の実施
- 県国際交流協会との連携による外国人材向け相談体制の強化
- 多言語による県内就職先の斡旋や労働相談対応

（2）受入企業に対するやさしい日本語の普及啓発

外国人材を受け入れる企業の従業員と外国人材とのコミュニケーション手段としての活用を図るため、企業の従業員や地域住民などを対象に、やさしい日本語の普及啓発を行います。

- やさしい日本語講座の実施（再掲）

（3）業界団体等が実施する日本語教育への支援（再掲）

県内で就労する外国人材の日本語能力向上のため、業界団体等が実施する日本語教育を支援します。

- 業界団体等が行う外国人材への日本語教育費用の助成

（4）帯同家族向け支援の充実

配偶者や子どもなど外国人材の帯同家族を対象に、日本語教育や生活相談、情報発信など安心して生活できる支援を充実させ、外国人材が家族と生活しながら安心して働ける環境を整備します。

- オンライン日本語教室「いしかわオンラインにほんごクラス」の実施（再掲）
- 多言語情報提供・相談事業の充実

施策の柱９　外国人材の就労にかかるコンプライアンス意識の向上

政府では令和８年１月「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」を閣議決定し、外国人との秩序ある共生社会の実現を目指すこととしています。

県内で就労する外国人材は、在留期間の更新が認められる特定技能２号の創設や同在留資格の受入分野拡大等により、外国人材の在留期間の長期化も相まって年々増加しています。これに伴い、受入企業においては、基本的人権の尊重はもとより、外国人就労制度に関連する法令の遵守徹底がこれまで以上に求められるようになっています。また、県内で就労している外国人材やその帯同家族についても、日本の法令を遵守するとともに、日本の文化・慣習を理解、尊重し、地域の一員として共生することが求められます。

このため、外国人材受入企業、外国人材の双方が法令遵守、コンプライアンスを徹底するよう取り組むほか、県民を対象とした外国人材に対する正しい理解の促進に取り組みます。また、出入国在留管理庁や市町等とも連携しながら、県民、外国人の双方が安全で安心な生活を送り、共に繁栄する社会の実現を目指していきます。

１　外国人材における基本的人権の尊重やコンプライアンスの徹底

（１）県内企業及び外国人材のための相談体制の強化（再掲）

企業からの外国人材の雇用に関する相談に対応するいしかわ外国人材活用ワンストップセンターにおいて、県国際交流協会の生活相談窓口や市町などの関係機関とも連携し、企業や外国人材を取り巻く多様な課題にワンストップで対応するとともに、外国人材を対象とした就職・労務相談に係る体制の充実を図ります。

- いしかわ外国人材活用ワンストップセンターによる企業向け相談対応の実施
- 県国際交流協会との連携による外国人材向け相談体制の強化
- 多言語による県内就職先の斡旋や労働相談対応

（２）外国人材、受入企業等におけるコンプライアンス意識の醸成

外国人材受入企業を対象にコンプライアンス向上セミナーを開催し、労働環境の改善や職場内の人種差別の撤廃など、基本的人権の尊重に対する意識の醸成を図ります。あわせて、労働関係法令や出入国管理関係法令などに関する理解を深め、法令遵守徹底を県内事業者に促します。

また、SNS やセミナーなどを活用し、外国人の国籍別コミュニティ、地域コミュニティ、職場コミュニティに対して、日本の文化や習慣、ルール等を周知するよう取り組みます。

- 外国人材受入事業者向けコンプライアンス向上セミナーの開催
- SNS やセミナーを活用した外国人材に対する日本の慣習やルール等の周知

外国人材受入事業者向けセミナー

（３）関係行政機関との連携強化による問題への早期・適切な対応

外国人材受入企業や就労外国人材に関する法令・コンプライアンス違反に該当する事案を把握した際には、出入国在留管理庁、厚生労働省（石川労働局）、警察本部等の関係行政機関と密に連携し、早期かつ適切な対応に努めます。

- 出入国在留管理庁、石川労働局、警察本部等と密に連携した事案への適切な対応

２　県民に向けた外国人材に対する正しい理解の促進

（１）多文化共生イベントの開催による正しい理解の促進

多文化共生フェスタの開催など、県民と外国人住民が交流する機会を設けることにより、両者の隔たりを無くし、県民の外国人材に対する正しい理解を促します。

- 多文化共生フェスタの開催（再掲）

（２）適切な情報発信

県内における外国人材の現状や職場での活躍の様子、多文化共生の重要性などについて広く周知する冊子やホームページ等を作成することで、県民の外国人材に対する差別的な意識や偏見、不安の払拭に向けて適切な情報発信に努めます。

- 外国人材の現状や職場での活躍の様子、多文化共生の重要性などについて広く周知する冊子やホームページ等の作成

県内事業者・団体向け広報誌

県公式 note「もっといしかわ」

評価指標

本プランにおいては、施策体系に基づき、評価指標を以下のとおりとします。

基本方針	指標	現状値（年度）	目標値（R14）
Ⅰ 世界に開かれた国際交流の推進	海外との青少年相互派遣事業参加者数	25.3 人／年 （R5～R7 年度の平均）	200 人 （R8～R14 年度の累計）
	石川ジャパニーズ・スタディーズ・プログラムの受講生数	184 人／年 （R5～R7 年度の平均）	3,000 人 （R5～R14 年度の累計）
	国際交流に係るホームステイホストファミリー数（人口 10 万人あたり）	17.7 家族　（R7）	40 家族
	国際交流に係る登録ボランティア数	585 人　（R7）	1,000 人
	国際理解教室等の実施回数及び参加者数	実施回数：44.7 回／年 参加者数：2,152.6 人／年 （R5～R7 年度の平均）	実施回数：350 回 参加者数：15,800 人 （R8～R14 年度の累計）
Ⅱ 外国人と日本人がともに生き生きと安心して暮らせる社会づくりの推進	**日本語教室の年間参加者数**	1,057 人　（R7）	1,400 人
	地域日本語教室の設置市町数	17 市町　（R7）	19 市町
	災害時外国人サポーター数	174 人　（R7）	230 人
	国際交流に係る登録ボランティア数【再掲】	585 人　（R7）	1,000 人
	やさしい日本語講座の受講者数	134.7 人／年 （R5～R7 年度の平均）	1,000 人 （R8～R14 年度の累計）
	国際理解教室等の実施回数及び参加者数【再掲】	実施回数：44.7 回／年 参加者数：2,152.6 人／年 （R5～R7 年度の平均）	実施回数：350 回 参加者数：15,800 人 （R8～R14 年度の累計）
Ⅲ 産業を支える外国人材の受入れ・定着の推進	**外国人労働者の受入事業所数**	2,500 事業所　（R7）	4,000 事業所
	県内企業と外国人材の年間マッチング件数	29 件　（R7）	50 件
	県相談窓口における年間相談対応件数	590 件　（R7）	800 件

※太字：石川県成長戦略 KPI

第５章　推進体制

第５章　推進体制

１　各主体の役割

本県の国際化の推進には、国、県、市町、国際交流協会、民間国際交流団体、県民、企業、教育機関などが、それぞれの立場に応じた役割を積極的に果たすとともに、相互に連携した取組を進めていくことが大切です。

（１）国

外国人全般の受入れ方針及び地域社会への適応に向けた施策にかかる体系的・総合的方針を策定するとともに、国や地方公共団体の役割を明確にした上で、地方公共団体が取り組む多文化共生施策、外国人材関係施策に対して、十分な財政措置をはじめとする総合的サポートを行うことが望まれます。

また、外務省をはじめ、（独）国際協力機構、（一財）自治体国際化協会、（独）国際交流基金などの関係機関は、専門のノウハウや海外に広いネットワークを有しており、それらのリソースを活かした地方公共団体の国際交流・国際協力活動に対する支援が求められます。

（２）県

県は、広域自治体として、国や市町、関係団体と連携・協働するとともに、市町の境界を越えた課題への対応、関係団体の横断的な協力体制の構築により、本プランの実現に向けた取組を推進します。

また、本プランに掲げる国際化施策は多分野にまたがることから、庁内各部局と緊密に連携し、施策の推進に努めます。

（３）市町

市町は、外国人住民を含むすべての県民にとって身近な基礎自治体であり、外国人住民の現状を把握し、地域の実情に合わせた行政サービスを適切に提供するとともに、地域における多文化共生の意識啓発等の取組を推進していくことが求められます。

また、それぞれの市町の特色を生かしながら、姉妹・友好都市交流や国際交流イベントの実施、地域で活動する国際交流団体への支援等を通じて、地域の国際化を推進していくことが望まれます。

（4）県・市町の国際交流協会

国際交流協会は、県や市町と連携して、外国人住民に対する相談事業、多言語情報の収集・提供、民間国際交流団体等への活動支援、県民の国際理解の促進、日本人と外国人の交流事業など、地域のニーズや課題を踏まえた取組の推進や、様々な国際交流・多文化共生事業を推進する関係主体間のネットワーク構築を図ることが期待されます。

また、県国際交流協会は、市町国際交流協会などの事業に対する支援やコーディネートを行うとともに、民間国際交流団体やボランティアの活動を支援し、本県における国際交流活動の中核的な役割を担うことが求められます。

（5）民間国際交流団体

民間国際交流団体は、本県の草の根レベルの国際交流を支える重要な存在であり、それぞれが独自の情報やノウハウ、ネットワークを有しています。これらの団体は、フェイス・トゥ・フェイスによる顔の見える交流を基盤としており、本県の国際交流の裾野を広げる役割が期待されます。また、迅速で柔軟な対応がしやすいという強みを生かし、行政の手の届きにくい分野を補完する役割も期待されます。

（6）県民

地域づくりの主役は県民であり、日本人住民も外国人住民も共に地域社会を構成する一員として、ルールや制度を遵守しながら、異なる文化や習慣、価値観を相互に理解、尊重するとともに、地域における様々な活動に積極的に参加し、「顔の見える関係」を築くことが求められます。また、地域における国際交流の担い手として、ボランティア活動や国際理解の学びを通じ、本県の国際化を推進する当事者としての意識を持つことが期待されます。

（7）企業

外国人材を雇用している企業は、外国人材の人権を尊重し、関係法令を遵守するとともに、文化ギャップの克服や日本語教育の機会の提供など、日本社会への適応

を促す取組が求められます。また、職場内での多文化理解の促進や地域社会との関係づくりへの役割も期待されます。

（８）教育機関

小・中・高等学校は、児童生徒の発達段階に応じて国際理解や多文化共生の基礎的素養を育む役割が期待されます。また、外国につながる子どもに対しては、日本語指導や学習支援、文化的背景に配慮した教育の充実を図り、一人ひとりが安心して学び成長できる環境を整備することが求められます。

大学等の高等教育機関においては、専門的知見や国際的ネットワークを活用し、留学生の受入れや海外大学との連携を推進するとともに、多様な背景をもつ人材が共に学ぶ環境の中で、高度なグローバル人材を育成することが求められます。

２　プランの進行管理

プランに掲げられている施策の進捗状況について、石川県国際化推進委員会において毎年度評価を受け、その結果を県のホームページで公表します。

付　属　資　料

■石川県国際化推進委員会設置要綱

第１　趣　旨

　世界に開かれた地域づくりを目指すため、石川県が取り組むべき課題や施策について、専門的見地から意見を交換する場として、石川県国際化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

第２　構　成

１　推進委員会は、各界各層の有識者の中から、知事が委嘱する委員をもって構成する。

２　推進委員会は、特定の目的を達成するために、臨時の委員会を設置することができる。

第３　会　議

１　推進委員会は、知事が招集する。

２　座長は、知事が任命する。

第４　任　期

１　委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、特定の目的を達成するために、任期が１年の委員を追加することができる。

２　知事は、その委嘱した委員が次のいずれかに該当するときその他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解嘱することができる。

（１）心身の故障その他の事由により委員としての職務の執行ができないと認められるとき。

（２）第５に定める職務上の義務違反があるとき。

第５　委員の遵守義務

１　委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

２　委員は、その地位を利用して政治活動、営利活動又は宗教活動を行ってはならない。

３　委員は、推進委員会の会議においては、座長の指示に従い、議事の円滑な進行に協力しなければならない。

第６　事　務

　推進委員会の事務局は、石川県文化観光スポーツ部国際交流課内に置くこととする。

第７　その他

　この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則　　この要綱は、平成１０年１０月９日から施行する。

　　この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２１年２月５日から施行する。

　　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

　　この要綱は、平成２７年３月１６日から施行する。

　　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

■石川県国際化推進委員会委員名簿（令和７年度～８年度）

（五十音順、敬称略）

座長	梅本　和義	独立行政法人国際交流基金顧問
委員	大森　美樹	多文化共生サロンサラダボウル代表
	折田　朋美	独立行政法人国際協力機構北陸センター所長
	久保　由味子	石川県婦人団体協議会副会長
	是川　夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
	下徳　こづえ	小松市国際交流協会会長
	高橋　健司	公益財団法人石川県国際交流協会専務理事
	竹澤　敦子	学校法人アリス国際学園専門学校アリス学園理事長
	土井　佳彦	特定非営利活動法人多文化共生マネージャー全国協議会代表理事
	中村　俊介	株式会社東振精機代表取締役会長
	普赤　清幸	石川県商工会議所連合会専務理事
	マーシャル・ペック	北陸大学国際コミュニケーション学部講師
	ママードウァ　アイーダ	金沢大学国際機構准教授
	山路　健造	一般社団法人多文化人材活躍支援センター代表理事
	横山　朱門	株式会社北國新聞社論説主幹

■石川県国際化推進委員会開催実績（令和７年度～８年度）

【令和７年度】

第１回　開催日：令和７年７月 22 日
議　題：石川県の国際化の現状
石川県国際化推進プランの取組状況について

第２回　開催日：令和７年 11 月 27 日
議　題：新たな石川県国際化推進プラン基本方針（案）について

【令和８年度】

第１回　開催日：令和８年５月 26 日
議　題：新たな石川県国際化推進プラン（案）について

石川県国際化推進プラン 2026

策　定　令和 8 年 7 月
発行者　石川県文化観光スポーツ部国際交流課
〒 920-8580　石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
TEL　076-225-1381
URL　https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kokusai/index.html